

定款新旧対照表

特定非営利活動法人ライフサポートともだち

新	旧
(任期等) 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 <u>2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u> 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	(任期等) 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。